

第5章 その他の子ども・子育て支援に係る施策

1 子ども・子育てに係る切れ目のない支援

従来より、子育て支援は、妊娠・出産期からおおむね18歳までのライフステージを想定し、保健・医療や保育、福祉、学校教育といった様々な行政分野が担ってきました。時間の経過とともに、妊娠から出産、出産から家庭での子育て、家庭での子育てから就園、就園から就学と、個人がライフステージを移行していく中で、必要とする支援が途切れることのないよう、利用者目線に立った切れ目のない支援を行うことが必要です。

また、思春期以降は、次代の親となっていく前段階の時期でもあり、結婚や妊娠・出産についての正しい知識を持つことや、将来的な家族形成についてのイメージが持てるよう、子どもの育ちにに応じた支援をしていくことも必要です。

さらに、従来「結婚すること」や「子どもを持つこと」自体は個人の価値観や人生設計によるものであるとの考えのもと、行政からの「切れ目のない支援」の対象としては捉えられてきませんでした。若者が結婚や出産を希望しながらも叶わない現状があり、こうした希望が実現するよう支援していくことも必要となってきています。

このような現状を踏まえ、こうした一連のライフステージに対する切れ目のない支援の仕組みを構築し、子どもが健やかに育ち、次代の親となっていけるような社会環境の整備を目指します。

【今後の方針】

- 子どもの成長段階や保護者のライフステージ等に応じた切れ目のない支援を行うため、子ども・子育て支援に係る施策を行う庁内の関係部局間のさらなる連携強化を図ります。
- 「専門的な支援を必要とする家庭」だけでなく、各種支援の場面で「心配とされる家庭」など、妊娠から出産、子育てまで切れ目なく支援するため、保健、療育、子育てなど、各相談・支援機関の連携を強化した体制の構築を目指します。
- 就学前の教育・保育施設から小学校への接続が円滑に行われるよう、幼保小連携推進に係る合同研修やブロック内での交流に取り組みます。
- 将来、安心して結婚や妊娠・出産、子育てを行うために、思春期の児童生徒が心の健康や性行動、性感染症等について正しい知識を身につけ、行動することができるよう、児童生徒や保護者を対象とした講演会の開催や健康教育などを通じた支援を行います。
- 結婚のきっかけづくりを支援するため、結婚を希望する若者が、自発的な活動を通じて、社交性、協調性を磨き、達成感を得ることで積極的な行動ができるようサポートする仕組みづくりに取り組みます。

2 子ども・子育てに係る経済的支援

【基本的な考え方】

子育てに関わる経済的負担は、精神的負担、身体的負担とともに、子育て中の保護者にとって大きな課題です。教育費・医療費や幼児期からの習い事などにかかる費用負担など、家計に占める子育て費用の増加が重くのしかかり、それに負担を感じている家庭は少なくありません。

また、子どもの将来が、生まれ育った環境に左右されずに、健やかに育っていけるよう、適切な貧困対策を社会全体で取り組んでいくことも必要です。

本市では、保育所利用者の経済的負担の軽減を図るため、市独自の制度として保育料の軽減措置を実施しているほか、国や県の制度改正にあわせて、児童手当や幼稚園就園奨励費等の各種手当の支給や乳幼児医療費の拡充を行うなど、子育て家庭の経済的負担の軽減に努めてきました。

今後も、就学援助等の教育支援、保育料の軽減、児童手当や児童扶養手当の支給など経済的支援を引き続き推進していくことで、子育てに関わる経済的な負担の軽減を図っていきます。

【今後の方針】

- 子育て家庭の生活支援の一環として、児童手当や児童扶養手当等の手当の支給や、乳幼児やひとり親家庭等を対象とした医療費の助成などを行います。
- 市独自の保育料の軽減、各種奨学金の支給による児童生徒の進学・就学支援などの取り組みにより、子育て家庭の負担軽減を図ります。

3 産休・育休後における教育・保育施設等の円滑な利用確保

【基本的な考え方】

産前・産後休業や育児休業は、法律上その取得が認められているもので、特に育児休業は、子どもが生まれてから1歳に達するまでの間、子どもの保護者が給付金を受けながら取得することができる制度です。子どもが1歳になるときに仕事に復帰しようとして保育所等に入所を希望したけれど、入所できない場合などには、さらに子どもが1歳6ヶ月に達するまで延長することができます。

しかし、一方では、0歳児の子どもの保護者が保育所などへの入所時期を考慮して育児休業の取得をためらったり、保育所などへの入所は4月の0歳クラスが入りやすいため取得中の育児休業を途中で切り上げたりする状況があります。

子どもが1歳になるまで育児休業を取得したくても、取得しづらいのが実情となっているため、保育所等利用の実態を改善することで、法律で定められた権利がきちんと行使できるようにする必要があります。

【今後の方針】

- 保護者が産前・産後休業や育児休業明けに希望に応じて円滑に、保育所や認定こども園などを利用できるよう、これらの教育・保育施設等での受け入れ体制の確保を図ります。
- 「利用者支援事業」「地域子育て支援拠点事業」等により、産前・産後休業や育児休業中の保護者に対する情報提供や相談支援に取り組みます。
- 育児休業満了時（原則1歳到達時）からの利用を希望する保護者が、希望時期から必要な保育を利用できるよう、年度途中における乳児（3歳未満児）の入所を可能とするための取り組みを進めます。

4 児童虐待の防止

【基本的な考え方】

児童虐待への対応については、従来より制度改正や関係機関の体制強化などにより、その充実が図られてきました。しかしながら深刻な児童虐待事件は後を絶たず、全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数も増加を続けており、依然として社会全体で取り組むべき重要な課題となっています。

本市においても過去に児童の命に関わる重大な虐待事件が発生しており、最近においても、連日、児童虐待に関する相談や通告が寄せられています。

このような中、本市では家庭子ども相談課を中心に児童虐待についての相談や通告に対応しているほか、「久留米市要保護児童対策地域協議会」での関係機関との連携や、庁内の教育・保育、母子保健、ひとり親家庭支援等に係る関係部署間の連携等により、庁内外の様々な場で児童虐待の早期発見・早期対応が行われるよう取り組んでいます（第3章-5-(2)「子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業」参照）。

また、児童虐待は、親が子育てに困ることが前段階にあることから「親が育っていく」ことへの支援も重要です。そのためには、保護者が子育てに困っていることに気づき、アドバイスしたり応援したりできる人材の確保・育成が必要です。

本市では、これまでも、子育て支援の担い手を増やしていくために、パートナー養成講座やサポーター養成講座を実施してきましたが、今後もこうした担い手を養成しつつ、子どもの泣き声や子育てに苦労している親を温かく見守って声かけをしていけるような地域づくりを目指します。このような取り組みに加え、母子生活支援や里親制度等の社会的養護に係る取り組みもあわせて、すべての子どもが健やかに成長できる社会の実現が望まれています。

【今後の方針】

- 「久留米市要保護児童対策地域協議会」について、協議会を構成する関係機関のさらなる連携強化を図るとともに、協議会メンバーの専門性の向上や資質の向上による組織の充実・強化に努めます。
- 本市の児童虐待や子育てに関する相談窓口である家庭子ども相談課について、保健師や社会福祉士等の専門職を配置することで対応能力を高めていくとともに、必要に応じて精神科医等の外部の専門家を活用するなど相談体制の強化を図ります。
- 地域コミュニティに児童虐待防止の啓発を働きかけていくとともに、セーフコミュニティの取り組みも活用し、コミュニティレベルでの要保護児童対策協議組織の設立を図っていきます。その際は地域の民生委員や主任児童委員をはじめ、里親制度に理解のある地域人材にも協力を求め、地域における子育て見守りのネットワーク構築を図ります。また、具体的な地域における見守り活動を促進していくため、子どもとの適切な関わり方を知り実践する講座の拡充に努めます。
- 児童虐待防止等に係る児童福祉施設の活用についても、地域の母子生活支援施設はもとより、より広域的な施設間の情報提供や連携を進め、様々なニーズに対応できる体制の構築を図ります。

5 きめ細やかな配慮を必要とする子育て家庭への支援

【基本的な考え方】

「子育て家庭」と一言に言ってもさまざまな家庭があり、ひとり親家庭や障害等のある子どものいる家庭、多胎児がいる家庭や外国人の保護者の家庭など、よりきめ細やかな配慮を必要とする家庭も少なくありません。

また、そのような家庭では、生活環境や経済的環境を背景に、DV(ドメスティック・バイオレンス)や児童虐待の問題や、親子双方の健康の問題、子どもの教育や進学、いじめ・不登校の問題など、多様な分野に係る課題を抱える家庭もあることから、これらの関連分野の連携による総合的な支援が必要となります。

ひとり親家庭は、保護者が子育てと生計の担い手という二重の役割を一人で担わなければならない、仕事と子育ての両立の難しさや、男女の賃金格差などの雇用の分野をはじめとした社会全体が抱える課題の影響を顕著に受けており、厳しい状況に立たされているといえます。

このような現状を踏まえ、本市では、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づき、「就業支援」「子育て・生活支援」「経済的支援」を柱とした支援施策を展開しています。今後は、ひとり親家庭の保護者が安定した仕事に就き、子育てと仕事を両立しながら自立した生活を営めるよう支援することを特に重視し、「就業支援」と、就業のための「子育て・生活支援」の充実を図ります。また、就労による自立が直ちには困難なひとり親家庭もあるため、就業自立以前の生活自立支援として、母子生活支援施設(久留米松柏園)での受け入れ等をはじめとした各家庭の状況に応じた自立支援に取り組みます。

また、障害や発達面での支援が必要な子どもやその家族については、障害等があることが大きな不安や負担とならないよう、きめ細やかな配慮を行いながら、子どもの育ちと保護者の子育てを支援していくことが必要です。

本市では、障害や発達面での支援が必要な子どもが、できるだけ早い時期から適切な支援を受けられるよう、乳幼児健診においても障害等の早期発見に努め、その結果、専門的な支援が必要と思われる子どもについては、その後の相談・支援へのつながりを行っています。今後は、早期支援の窓口として乳幼児健診等の母子保健事業の充実を図るほか、福祉、教育、保健、医療分野等の庁内外の連携強化により、乳幼児期から学校卒業までの切れ目のない支援体制づくりに取り組みます。

このほかにも、きめ細やかな配慮を必要とする家庭への支援として、双子・三つ子などの多胎児のいる家庭や外国人の保護者の家庭などの課題を的確に捉え、必要とする適切なサービスの提供に努めます。

【今後の方針】

- ひとり親家庭の自立支援や保育・子育て支援、要保護児童対策などを含む児童福祉分野をはじめとして、母子保健、生活保護や生活困窮者対策などの社会福祉、雇用、教育など、ひとり親家庭支援に係る各分野の関係機関と協力・連携し、支援施策の検討や実施を行います。
- 「第2期久留米市障害者計画」に基づき、障害や発達面での支援が必要な子どもに対して乳幼児期から学校卒業まで一貫した支援を行う仕組みづくりや、就学前の教育・保育施設や小学校、中学校等の関係機関の連携強化、庁内の障害福祉、児童福祉、教育、母子保健等の関連部署連携による総合的な支援体制の構築等に取り組みます。
- 発達の面で支援が必要と思われる子どもに対して幼児教育研究所で相談・訓練・療育などの適切な支援を行うほか、受け入れを行っている教育・保育施設への巡回相談支援や公共施設での訪問療育支援など、地域に出向いた相談・支援の取り組みを充実します。
- 母子保健分野において、妊婦及び乳幼児に対する健康診査や発達相談、育児支援教室等により、障害の原因となる疾病等の早期発見・早期支援に取り組みます。
- 教育・保育施設や放課後児童クラブ(学童保育)での障害のある子どもの受入れを今後も引き続き実施します。

- 双子・三つ子など多胎児の育児については、エンゼル支援訪問事業の拡充などを図ってきましたが、さらに家事、育児、外出などへの支援の充実を図っていきます。また、母子保健分野においても支援活動を行う自主サークル団体と連携をし、多胎育児の支援に取り組みます。
- 外国人の保護者の育児に関しては、多言語に対応する母子健康手帳の整備や広報物のかな表記など言葉の問題を解決しつつ、支援団体とも連携を図りながら、育児観・教育観や文化の違いに配慮した支援を進めていきます。

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた取り組みの推進

【基本的な考え方】

働く保護者にとって子育てと仕事の両立は大変重要な課題であり、国は「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」「仕事と生活の調和推進のための行動指針」を策定するなど、仕事と生活の調和がとれた社会の実現に向けた取り組みを推進しており、社会全体の運動として広げていく必要があるとしています。

本市では、このような「仕事と生活の調和」に向けた取り組みとして、国・県や地域経済団体と連携して、仕事と子育て両立支援推進のための啓発事業に取り組んできました。具体的には、仕事と家庭の両立支援モデル事業所の表彰をはじめ、先進事例の情報収集・提供や各種セミナー、講演会等の開催、育児休業等の法制度に関する啓発資料の配布等により、事業主や労働者に対する意識啓発を図るとともに、子育てと仕事の両立支援の普及・啓発に努めています。

しかしながら、ニーズ調査によると、今後、市に期待することの上位に「仕事と子育ての両立支援についての企業への普及・啓発」があがっており、企業への普及・啓発をはじめ、父親・母親双方に対する仕事と子育ての両立支援を図ることが求められています。

このようなことから、今後も男女がともに子育ての喜びを実感しながら働くことができるよう、国・県や企業等と連携しながら、長時間労働の是正、育児休業の取得促進といった働き方の見直しをはじめとした「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」に関する広報・啓発や、男性の子育てへの関わりの支援・促進に取り組めます。

【今後の方針】

- 事業主、労働者、市民に対して仕事と生活の調和等に関する広報・啓発を行います。
- 育児・介護休業法等、関係法令・制度の普及・啓発に努めます。
- 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し及び子ども・子育て支援に取り組む企業等の好事例の情報収集・提供を行います。
- 仕事と家庭の両立支援モデル事業所の表彰を行い、先進企業の社会的評価を高めるとともに、地域での取り組みを促進します。
- 経済団体等と連携する久留米市仕事と子育て両立支援推進会議を中心に、両立支援に関する社会的な気運を醸成するための取り組みを推進していきます。

7 主要施策一覧

1～6 に示した各分野の主な施策は以下のとおりです。

分野	No.	名称	概要	担当課
1	1	利用者支援事業の実施	第3章-4 参照	児童保育課 子ども育成課 家庭子ども相談課
	2	幼保小連携等の取り組みの推進	第4章-3 参照	児童保育課 子ども育成課 幼児教育研究所 学校教育課
	3	思春期の健康教育・保健指導の充実	食事や睡眠等の基本的な生活習慣づくりや、性、喫煙・飲酒、薬物乱用の有害性等に関する教育を行う。	健康推進課 総務医薬課
	4	心の教育の推進	児童生徒の健全な心の育成を図るため、臨床心理に関して専門的な知識及び経験を持つスクールカウンセラー等を市立学校（小学校、中学校、特別支援学校、高校）に配置する。	学校教育課
	5	若者に対する結婚支援等の仕組みづくり	若い世代の結婚・出産・子育て支援の一環として、結婚を希望する若者に対する結婚のきっかけづくり等の支援に取り組む。	子ども育成課
2	6	児童手当の支給	児童を養育している保護者に国の方針に従って手当を支給する。	家庭子ども相談課
	7	乳幼児等医療費の助成	15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童の保護者に対して、医療費の一部を助成する。	医療・年金課
	8	児童扶養手当の支給	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童等を養育している母子家庭及び父子家庭等に手当を支給する。	家庭子ども相談課
	9	ひとり親家庭等医療費の助成	母子家庭、父子家庭の親及び児童、父母のない児童に対して医療費の一部を助成する。	医療・年金課
	10	特別児童扶養手当の支給	20歳未満の心身障害児（者）の保護者に対して、手当を支給する。	家庭子ども相談課
	11	障害児福祉手当の支給	日常生活において、常時の介護や援助を要する在宅の重度障害児に対し、手当を支給する。	障害者福祉課
	12	重度障害児（者）医療費の助成	小学校就学後の障害児（者）に対して、医療費の一部を助成する。	医療・年金課
	13	保育料の軽減（1・2・3号）	利用者の経済的負担の軽減を図るため、国の徴収基準（1・2・3号）から軽減を行い、市独自の保育料を設定する。	児童保育課
	14	幼稚園就園奨励費の支給	保護者の所得に応じて、保育料を援助することで、幼稚園への就園を奨励する。	子ども育成課
	15	就学援助の実施	経済的な理由で就学が困難な児童生徒に対し、学用品費等を援助する。	学校保健課
	16	各種奨学金の支給	市独自の奨学金制度をはじめ各種奨学金制度を活用し、経済的理由により進学や就学が困難な児童生徒の進学・就学を支援する。	学校教育課

分野	No.	名称	概要	担当課
3	17	地域子育て支援拠点事業の実施	第3章-3 参照	児童保育課 子ども育成課
	18	利用者支援事業の実施 《再掲》	第3章-4 参照	児童保育課 子ども育成課 家庭子ども相談課
	19	年度途中での入所支援	育休満了時（原則1歳到達時）から必要な保育が利用できるよう、年度途中における乳児（3歳未満児）の入所を可能とするための取り組みを進める。	児童保育課
4	20	要保護児童対策地域協議会の運営	児童虐待の早期発見・未然防止や虐待への適切な対応等を円滑に行うために、保健、医療、福祉等の関係機関が連携を図りながら協調して事業を展開する。 [第3章-5-(2) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 参照]	家庭子ども相談課
	21	子どもや家庭に関する相談の充実	関連部署や団体等と連携して、多様化・複雑化する子どもや家庭に関する相談に対応するとともに、家庭児童相談に携わる職員の資質向上と相談体制の強化を図る。	家庭子ども相談課
	22	母子保健事業を活用した虐待の早期発見・予防	乳幼児健診や訪問指導等の母子保健事業の機会を活用し、虐待の早期発見や子育て不安の軽減により、虐待予防に取り組む。	健康推進課 地域保健課
	23	児童虐待を予防する施策の実施	児童虐待防止および子どものケアに関する人材の養成や子どもの養育環境を改善するための取り組み、保護者の疾病等による一定期間の養育・保護等を行う。	家庭子ども相談課 児童保育課
	24	子ども見守り地域ネットワークの構築	セーフコミュニティの取り組みと連携しながら地域における子ども見守りネットワークを構築し、児童虐待の早期発見・未然防止のための事業を行う。 [第3章-5-(2) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 参照]	家庭子ども相談課
5	25	ひとり親家庭等就業・自立支援事業の実施	職業適性、就業経験等に応じ、適切な助言を行う就業相談の実施、就業に結びつきやすい職業講習など一貫した就業支援サービスを提供し、自立支援を行う。	家庭子ども相談課
	26	ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金事業の実施	就職に有利な看護師、介護福祉士等の資格を取得するため、養成機関で修業する場合、修業期間中に毎月訓練促進費、卒業後に一時金の支給を行う。	家庭子ども相談課
	27	ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業の実施	就職につながる能力開発のため、市が指定した講座を受講し修了した場合、支払った受講料の2割相当額の支給を行う。	家庭子ども相談課
	28	ひとり親家庭日常生活支援の実施	一時的に生活援助が必要な場合又は日常生活を営むのに大きな支障が生じている場合の生活安定を図るため、家庭生活支援員の派遣を行う。	家庭子ども相談課
	29	母子父子寡婦福祉資金の貸付	経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせて扶養している児童の福祉を増進することを目的に、12種類の貸付を行う。	家庭子ども相談課
	30	ファミリー・サポート・センター利用料助成事業の実施	就労支援や育児負担の軽減を図るため、ひとり親家庭等に対し、ファミリー・サポート・センターの利用料の一部の助成を行う。	家庭子ども相談課
	31	母子生活支援施設の運営及び措置	母子家庭の母と児童を共に保護し、自立を促進する母子生活支援施設「久留米市松柏園」を設置、運営する。市内での措置が適切でない場合は市外施設へ入所委託する。	家庭子ども相談課

分野	No.	名称	概要	担当課
5	32	切れ目のない支援体制の確立	第2期久留米市障害者計画等に基づき、障害や発達面での支援が必要な子どもに関する包括的支援を、幼保小の区別なく一貫して行う体制の検討・整備を図る。	健康推進課 地域保健課 障害者福祉課 幼児教育研究所 学校教育課
	33	子ども発達支援センター機能整備	幼児教育研究所で来所型の発達支援（相談・訓練・療育）を行うほか、教育・保育施設への巡回相談支援や公共施設での訪問療育支援など、出前型の支援を行う（巡回支援事業・訪問療育事業）。	幼児教育研究所
	34	障害児保育の推進	集団保育が可能な障害児の受入れを行う保育所に対して、保育士等を加配する。	児童保育課
	35	放課後児童クラブでの受入	放課後児童クラブ（学童保育）で障害や発達面での支援が必要な子どもを受け入れるため、指導員を加配する。	子ども育成課
	36	多胎児支援の実施	多胎育児を支援するための講演会を実施するとともに、支援活動を行っている自主サークルに対する活動の場の確保や市専門職による相談の実施など、自主サークルと連携して多胎育児の支援を行う。	健康推進課
	37	エンゼル支援訪問事業の実施	第3章-5-(1)-①参照	児童保育課
6	38	職業生活における仕事と子育ての両立への取り組みに向けた広報・啓発の実施	事業主に関連法制度について周知を図るとともに、「久留米市仕事と子育て両立支援推進会議」において経済団体等と連携して、男女ともに仕事と子育てを両立できる職場環境づくりについて広報・啓発を行う。	労政課
	39	仕事と家庭の両立支援モデル事業所の表彰	子育てと仕事の両立支援啓発の一環として、従業員の仕事と家庭の両立支援に取り組んでいる市内の事業所を表彰する。	労政課